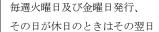
兵庫県公報

令和2年8月14日 金曜日 第 131 号

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通

5丁目10番1号





(兵庫県民の旗=県旗)

| 000000000000 | 土地改良区役員の 地方卸売市場の該 道路の区域の変見 道路の位置指定 総合治水条例に表 同 上(同)・・・ 公 税務職員のの廃山 大規模小売店舗の 大規模小売店舗の | 示 (医務課) 1 D退任の届出 (農地整備課) 2 D退任及び就任の届出 (同) 2 D退任及び就任の届出 (同) 4 E及び供用開始 (道路保全課) 4 (中播磨県民センター) 5 Eづく指定雨水貯留浸透施設の指定 (西播磨県民局) 5 告 無効公告 (税務課) 5 告 に認可 (私学教育課) 6 D新設に関する届出 (都市計画課) 6 D新設に関する届出 (都市計画課) 6 D新設に関する届出 (同) 8 E対する市町の意見の概要 (同) 9 | |
|--------------|---|--|---|
| 0 | 公安 警備業法に基づく | 員会告示 直接検定の実施9 | |
| | | 告示 | |
| 1 | | る省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により、申出(有効期限の更新)のあっ 療機関を救急病院と認定した。 B |) |
| | 17412 - 07114 | 兵庫県知事 井 戸 敏 三 | |
| 1 | 名称所在地認定年月認定の有効期限 | 神戸百年記念病院 神戸市兵庫区御崎町1丁目9番1号 令和2年5月21日 令和5年5月20日 | |
| 2 | 名称所在地認定年月日認定の有効期限 | 医療法人社団顕修会 顕修会すずらん病院 神戸市北区鈴蘭台西町2丁目21番5号 令和2年7月1日 令和5年6月30日 | |
| 3 | 名称所在地認 定 年 月 日認定の有効期限 | 公文病院 神戸市長田区梅ヶ香町1丁目12番7号 令和2年5月23日 令和5年5月22日 | |
| 4 | 名 | 医療法人(社団)豊繁会 近藤病院 尼崎市満池谷町1―21 | |
| | 認 定 年 月 日 認定の有効期限 | 令和2年7月1日 令和5年6月30日 | |

所 在 地 西宮市池田町3番25号

令和2年8月1日

認定年月日

認定の有効期限 令和5年7月31日

6 名 称 医療法人昭圭会 南芦屋浜病院

所 在 地 芦屋市陽光町3番21号 認 定 年 月 日 令和2年5月1日

認定の有効期限 令和5年4月30日

7 名 称 高砂市民病院

所 在 地 高砂市荒井町紙町33番1号

8 名 称 医療法人沖縄徳修会 高砂西部病院

所 在 地 高砂市中筋1丁目10番41号

9 名 称 医療法人社団景珠会 八重垣病院 所 在 地 たつの市新宮町井野原531番地の 2

10 名 称 公立豊岡病院組合立豊岡病院

所在地豊岡市戸牧1094番地認定年月1日認定の有効期限令和5年4月30日

11 名 称 平成病院

所 在 地 南あわじ市八木養宜中173

12 名 称 東浦平成病院

所 在 地 淡路市市久留麻1867 認 定 年 月 日 令和2年6月13日 認定の有効期限 令和5年6月12日

兵庫県告示第856号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

^^^^^^^^^^^

令和2年8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

東播用水土地改良区

退任役員

役員の区分氏名住所理事吉岡雅寿小野市天神町956番地の1

兵庫県告示第857号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

東播用水土地改良区

退任役員

役員の区分 氏 名 住 所

| 同 | 稲 生 秀 治 | 同 市同区大沢町中大沢888番地の2 |
|-------|---------|----------------------------|
| 同 | 吉 井 正 弘 | 同 市同区淡河町神田1054番地 |
| 同 | 武川潔 | 同 市西区押部谷町高和801番地 |
| 同 | 松井茂 | 同 市同区平野町黒田129番地の1・130番地合併地 |
| 司 | 西 馬 紀 雄 | 同 市同区神出町田井394番地 |
| 司 | 木村秀章 | 同 市同区岩岡町岩岡369番地 |
| 司 | 安達哲哉 | 明石市魚住町清水58番地 |
| 司 | 前田功 | 加古川市八幡町上西条30番地の1 |
| 司 | 横山正博 | 三木市鳥町73番地 |
| 司 | 田中一利 | 同 市別所町石野882番地 |
| 司 | 橘田惣一 | 同 市志染町広野 3 丁目533番地 |
| 司 | 大 西 保 弘 | 同 市細川町垂穂127番地 |
| 司 | 奥 川 利 博 | 同 市吉川町田谷180番地 |
| 司 | 藤田訓宏 | 同 市吉川町冨岡766番地の4 |
| 司 | 山 口 剛 | 加古郡稲美町加古2529番地 |
| 司 | 西澤 秀 勝 | 同 郡同 町岡544番地 |
| 同 | 岡本光廣 | 同 郡同 町国岡1288番地 |
| 同 | 植田眞一郎 | 同 郡同 町印南163番地の6 |
| 司 | 大 村 伊三夫 | 同 郡同 町野谷283番地 |
| 司 | 安 原 潤 | 神戸市西区井吹台東町4丁目10番地の1 |
| 司 | 上田貴弘 | 加古郡播磨町宮西1丁目21番4-2号 |
| 司 | 小 野 享 平 | 加古川市新神野2丁目17番10号 |
| 司 | 増 田 秀 樹 | 加古郡稲美町中村412番地の2 |
| 司 | 福田信幸 | 同 郡同 町国岡6丁目150番地 |
| 監事 | 藤本三智一 | 神戸市北区淡河町勝雄975番地 |
| 司 | 藤原秀勝 | 同 市西区神出町宝勢615番地の1 |
| 司 | 西山利幸 | 三木市吉川町豊岡427番地 |
| 司 | 山 本 義 信 | 加古郡稲美町野寺232番地の8 |
| 就任役員 | | |
| 役員の区分 | 氏 名 | 住所 |
| 理事 | 向 井 正 幸 | 神戸市北区八多町深谷220番地の1 |
| 同 | 向 井 善 裕 | 同 市同区大沢町市原476番地 |
| 同 | 藤本三智一 | 同 市同区淡河町勝雄975番地 |
| 同 | 光富吉友 | 同 市西区押部谷町高和1305番地の1 |
| 同 | 松井茂 | 同 市同区平野町黒田129番地の1・130番地合併地 |
| 同 | 藤原秀勝 | 同 市同区神出町宝勢615番地の1 |
| 同 | 木村秀章 | 同 市同区岩岡町岩岡369番地 |
| 同 | 五百藏 尚 夫 | 明石市魚住町長坂寺1169番地 |
| 同 | 山 本 修 三 | 加古川市八幡町中西条438番地 |
| 同 | 横山正博 | 三木市鳥町73番地 |
| 司 | 近藤昌樹 | 同 市別所町高木476番地 |
| 同 | 山 内 清 孝 | 同 市志染町井上518番地 |
| 司 | 大 西 保 弘 | 同 市細川町垂穂127番地 |
| 司 | 大 塚 浩 洋 | 同 市口吉川町里脇476番地 |
| 同 | 西 山 利 幸 | 同 市吉川町豊岡427番地 |
| 同 | 谷 郷 茂 樹 | 同 市吉川町上中419番地 |
| 同 | 大 村 伊三夫 | 加古郡稲美町野谷283番地 |
| 同 | 山 口 剛 | 同 郡同 町加古2529番地 |
| 同 | 西澤 一弘 | 同 郡同 町六分一377番地の2 |
| 司 | 杉 岡 正 明 | 同 郡同 町北山770番地 |
| | | |

| 同 | 山口 達 | 同 郡同 町印南1102番地の7 |
|----|---------|---------------------|
| 同 | 安 原 潤 | 神戸市西区井吹台東町4丁目10番地の1 |
| 同 | 上 田 貴 弘 | 加古郡播磨町宮西1丁目21番4一2号 |
| 同 | 小 野 享 平 | 加古川市新神野2丁目17番10号 |
| 同 | 與 倉 秀 顕 | 神戸市西区秋葉台2丁目1番地の30 |
| 同 | 増 田 秀 樹 | 加古郡稲美町中村412番地の2 |
| 同 | 福田信幸 | 同 郡同 町国岡6丁目150番地 |
| 監事 | 吉 井 正 弘 | 神戸市北区淡河町神田1054番地 |
| 同 | 田中初一 | 同 市西区岩岡町古郷2201番地 |
| 同 | 柏木茂 | 三木市吉川町上松257番地 |
| 同 | 永 井 秀 敏 | 加古郡稲美町野寺871番地の3の2 |
| 同 | 戸田潔 | 三木市志染町青山6丁目24番地の4 |
| | | |

兵庫県告示第858号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第5項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。 令和2年8月14日

^^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 地方卸売市場の名称 | 地方卸売市場の位置 | 開設者の名称及び住所 | 取扱品目 | 効力が 生じる日 |
|-----------------|---|----------------------------------|------|--------------|
| 但馬漁業協同組合地方卸売市場 | 津居山市場 豊岡市津居山293番地 竹野市場 豊岡市竹野町竹野505番地 の6 柴山市場 美方郡香美町香住区沖浦 911番地の8 香住市場 美方郡香美町香住区若松 747番地 | 但馬漁業協同組合 美方郡香美町香住区若 松747番地 | 水産物 | 令和2年 8月3日 |
| 由良町漁業協同組合地方卸売市場 | 洲本市由良町由良2355—1 地先 | 由良町漁業協同組合 洲本市由良一丁目20番 29号 | 水産物 | 令和2年 8月3日 |

兵庫県告示第859号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年8月14日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年8月14日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 | | 道 | 路 | の [| 区 域 | | |
|-------|---|---|---|-----|--------------|---------------|----|
| 路線名 | 区 | 間 | | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| | | | | | | | |

| | 姫路市香寺町中村字城ノ下325番から 同 市香寺町恒屋字庵ノ下1310番まで | 旧 | 5.0から 10.0まで | 456. 0 | |
|-------------|---|---|--|---------------------------|-----|
| 県道 久畑香呂線 | 姫路市香寺町中村字城ノ下325番から 同 市香寺町恒屋字庵ノ下1310番まで 姫路市香寺町中村字城ノ下325番から 同 市香寺町恒屋字田辺1480番1まで 姫路市香寺町中村字城ノ下325番から 同 市香寺町恒屋字庵ノ下1310番まで | 新 | 5.0から 10.0まで 9.0から 13.0まで 10.0から 14.0まで | 456. 0 94. 0 456. 0 | 迂回路 |

兵庫県告示第860号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。 令和2年8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指定番号 | 指定年月日 (令和年月日) | 位 置 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------|------------------|---------------------|---------------|---------------|
| 第R01中播位置 0017号 | 2. 7. 31 | 宍粟市山崎町中字蔵ノ本380番3の一部 | 6.00 | 32. 96 |

兵庫県告示第861号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

^^^^^

令和2年8月14日

西播磨県民局長 遠 藤 英 二

- 1 指定する土地等の所在地
 - 相生市千尋町10—50
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別 土地
 - (2) 用途
 - 県立相生産業高等学校校庭
- 3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びにその代表者の氏名

| 名 称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|-----|--------------------|---------|
| 兵庫県 | 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 | 井 戸 敏 三 |

4 指定する理由

西播磨西部地域内佐方川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

^^^^^

兵庫県告示第862号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

令和2年8月14日

西播磨県民局長 遠 藤 英 二

- 1 指定する土地等の所在地 佐用郡佐用町佐用260番地
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別

土地

(2) 用途

県立佐用高等学校校庭

3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びにその代表者の氏名

| 名 称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-----|--------------------|---------|
| 兵庫県 | 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 | 井 戸 敏 三 |

4 指定する理由

西播磨西部地域内千種川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

税務職員身分証票無効公告

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

令和2年8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 種類 | 番号 | 交付年月日 | 紛失年月日 |
|---------------|----|-----------|-----------|
| 徴税吏員証 第93220号 | | 平成23年4月1日 | 令和2年7月29日 |

私立幼稚園の廃止認可

学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条の規定により、次のとおり幼保連携型認定こども園への移行に伴う私立幼稚園の廃止を令和2年7月31日に認可した。

令和2年8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称 | 位 置 | 設 置 者 | 廃止年月日 |
|--------|-----------------|----------|-----------|
| 梅花東幼稚園 | 尼崎市長洲本通1丁目7番35号 | 学校法人梅花学園 | 令和2年8月31日 |

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

^^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ハローズ姫路飾磨店

所在地 姫路市飾磨区加茂246番5ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号

代表者の氏名 佐藤利 行

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号

代表者の氏名 佐藤利 行

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年3月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,085平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数

110台

(2) 駐輪場の収容台数

60台

③ 荷さばき施設の面積

70平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

32.6立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

| 駐車場① | 24時間 |
|------|---------------|
| 駐車場② | 午前6時から午後10時まで |

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

| 駐車場① | 出入口2箇所、出口1箇所 |
|------|--------------|
| 駐車場② | 出口1箇所、入口1箇所 |

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| 荷さばき施設① | 午前6時から午後10時まで |
|---------|---------------|
| 荷さばき施設② | 午前6時から午前9時まで |

8 届出年月日

令和2年7月22日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1 課

(2) 縦覧期間

令和2年8月14日から4月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和2年12月14日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変 更の届出があった。

^^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域 の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に 対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

寺 西 豊 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンチェスターショッピングスクエア

所在地 三田市下深田字角オレ386-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社三愛ハウジング 大阪市中央区南船場三丁目11番18号 王 厚龍

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名 髙 木 裕一郎

大阪市中央区南船場三丁目11番18号 株式会社三愛ハウジング

イ 変更後

住所 代表者の氏名 名称

株式会社三愛ハウジング 大阪市中央区南船場三丁目11番18号 王 厚龍

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

住所 代表者の氏名 名称 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加栗章男

株式会社キリン堂 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号 寺 西 豊 彦 城 戸 一 弥 株式会社キャンドゥ 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

外1者 イ 変更後

> 住所 名称 代表者の氏名

株式会社山陽マルナカ 岡山市南区平福一丁目305番地の2 宮宇地 別山

大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

株式会社キリン堂

4 変更年月日

令和2年4月27日ほか

5 届出年月日

令和2年7月27日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年8月14日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和2年12月14日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

^^^^^

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョーシン西脇店

所在地 西脇市小坂町140-1ほか

- 2 法第8条第1項の規定により西脇市から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車場の充足等交通に係る事項

駐車場の必要台数は確保されているが、混雑時の対策として、駐車場出入庫における左折の徹底や交通 誘導員の配置により、周辺の交通及び住民生活に支障がないよう万全の対策を講じられたい。

(2) 騒音の発生に係る事項

騒音の発生については、周辺住民から苦情が発生した場合、誠意を持って対処されたい。

(3) その他に係る事項

地域業者との連携を図り、地域活動への理解と参画に努められたい。

- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年8月14日から1月間

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第225号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定に基づく検定の実施について、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年8月14日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

1 検定の種別及び級

交通誘導警備業務2級

- 2 実施日時及び場所
 - (1) 実施日時

令和2年11月14日(土)午前9時から午後5時まで

② 実施場所

明石市荷山町1649番地の2

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

3 受検定員

30人

4 受検要件

次のいずれかに該当する者

- (1) 兵庫県内に住所を有する者
- (2) 兵庫県内の営業所に属する警備員
- 5 検定試験の内容
 - (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
 - (1) 申請期間

令和2年8月28日(金)から同年10月30日(金)までの間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで)

(2) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係とする。

ア 兵庫県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内の営業所に属する警備員にあっては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

- (3) 提出書類
 - ア 検定申請書1通
 - イ 次に掲げるいずれかの書面1通
 - (7) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあっては、住所地を疎明する書面
 - (イ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあっては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 ウ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横 の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2枚
- (4) 申請方法
 - ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口に持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
 - イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。
 - ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員に達した時点で申請の受付を締め切る。
- 7 検定申請書の配布

検定申請書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課 において配布している。

8 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

9 携行品

印鑑及び筆記用具

- 10 受検についての問合せ先
 - (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - ② 兵庫県警察本部生活安全部生活環境課

電話 (078) 341-7441 内線3424